

2003/05/28 制定

2016/05/23 改正

2026/05/27 改定

JCY ロゴ使用規程

日本クラブユースサッカー連盟（以下「日本連盟」という。）は、各地域連盟と一体となった組織であることを多くの方に広く理解をいただくために、そのロゴマークの使用を地域連盟・都道府県連盟に積極的に推進するものとする。

ただし、使用に際しては社会的責任も発生することから、下記の規程を遵守するものとする。

1. 地域連盟・都道府県連盟が使用する場合は、必ず事前に「JCY ロゴ使用申請書」を提出し、日本連盟の承認を得なければならない。また申請は地域連盟及び都道府県連盟の代表者より提出されるものとする。
2. JCYを切り離しての使用、例えば'TCY'として'CY'の部分だけを流用して使用すること、形、色の加工は、厳禁する。
但し、グレースケール、JCY ロゴの下に地域名・都道府県名をアルファベットで入れることを認める。
3. 本ロゴマークを使用する対象は次のものを想定しており、これ以外のものについては日本連盟会長の承認を必要とする。
 - 議案書・年鑑・大会要項他、各連盟の公式印刷物の表紙
 - 各連盟公式ホームページのトップ画面
 - 各連盟役員の名刺。ただし、使用の際は役員リストを同時に提出しなければならない